

要望書

大阪高等裁判所第二刑事部御中

私たちは冤罪を体験した人や支援者で構成する「冤罪犠牲者の会」です。

この度、大阪高裁第二刑事部に係属しています「日野町事件」と呼ばれます冤罪事件の担当裁判官として長井秀典さんが着任されるという話を聞きました。

私たちは長井裁判官には、この事件に関わる資格がないと考えています。長井裁判官は自ら身を引くこと、更に、「絶対に日野町事件には関わらないで頂きたい」ことを求めて、この要望書を提出します。

長井秀典さんは、この「日野町事件」の第一次再審に関わり、「自白は信用できる」として再審請求を棄却しました。その棄却判断は、その後の再審請求で隠されていた証拠捏造の判るネガフィルムなどによって間違っていたことが判り、大津地方裁判所は再審開始決定を出しました。

私たちは裁判官とて人間、間違いも過ちもあると判っていますし、長井さんの誤った棄却決定だけを根拠に担当裁判官として相応しくないなどとは申しません。長井さんは、先に再審裁判で無罪判決の出た「湖東記念病院事件」でも、同じような過ちを重ねています。

一度ならず二度までも過ちを犯し、無実の人を犯罪者とすることに手を貸しながら、長井裁判官は、その過ちに対して、何も責任を取らず、誰にも責められず、平然として裁判官でいられること自体が、私たちには不思議でなりません。その無責任と無反省ゆえに、厚顔にも再び日野町事件の裁判長になろうとしているのではないかと思えてなりません。

私たちは表に出ない冤罪事件に関わり、長井秀典さんは多くの過ちを犯しているのではないかと危惧します。人を裁く職業に就いてはならない人なのではないかとの不審感を募らせています。

冤罪犠牲者は裁判官が頼りです。裁判所が頼りなのです。裏切られても裏切られても裁判官を信じ、裁判所の正義を信じて声を上げ、無実を叫んできました。この切なくて苦しくて悲しい思いがお判りでしょうか。

長井秀典さんを担当裁判長にすることは社会正義に対する挑戦だと思います。絶対に許されません。

予断なく判断できる裁判官を担当者とされますことを求めまして要望書とします。

2020年 6月 25日

冤罪犠牲者の会 共同代表 青木恵子 藤山忠 矢田部孝司
他、会員一同